

目次

第1編 総 則

第1節	下呂市地域防災計画の目的及び構成	1
第2節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節	下呂市の地勢と災害要因、災害記録	31
第4節	被害想定	35
第5節	市災害対策本部の組織	45

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画

第1節	総 則	(すべての部)	60
第2節	防災思想・防災知識の普及	(総務部・教育委員会事務局・消防本部)	65
第3節	防災訓練	(すべての部)	68
第4節	自治会及び自主防災組織の活動	(総務部・消防本部・消防団部)	71
第5節	ボランティア活動の環境整備	(総務部 福祉部)	74
第6節	広域的な応援体制の整備	(総務部・消防本部)	76
第7節	防災通信設備等の整備	(総務部・消防本部)	78
第8節	火災予防対策	(総務部・消防本部・消防団部)	80
第9節	水害予防対策	(総務部・農林部・建設部・消防本部・消防団部)	82
第10節	雪害予防対策	(建設部・教育委員会事務局)	85
第11節	火山災害対策	(総務部)	87
第12節	飲料水枯渇等予防対策	(総務部・上下水道部)	91
第13節	観光施設等予防対策	(総務部・観光商工部)	93
第14節	孤立地域防止対策	(総務部・福祉部・観光商工部・建設部)	94
第15節	避難対策		
		(総務部・福祉部・観光商工部・建設部・教育委員会事務局)	95
第16節	必需物資の確保対策	(総務部・福祉部・上下水道部)	103
第17節	要配慮者・避難行動要支援者対策		
		(総務部・福祉部・観光商工部・消防本部)	106
第18節	応急住宅対策	(総務部・建設部)	112
第19節	医療救護体制の整備	(市民保健部・消防本部)	113

第20節	防疫対策……………	(市民保健部) ……	115
第21節	土砂災害予防対策……………	(総務部・福祉部・農林部・建設部) ……	116
第22節	建築物災害予防対策……………	(総務部・建設部) ……	119
第23節	防災営農対策……………	(農林部) ……	120
第24節	ライフライン施設対策……………	(総務部・上下水道部) ……	121
第25節	文教対策……………	(教育委員会事務局) ……	124
第26節	行政機関の業務継続体制の整備……………	(総務部) ……	127
第27節	企業防災の促進……………	(総務部・観光商工部) ……	128
第28節	防災対策に関する調査・研究……………	(総務部・農林部・建設部・消防本部) ……	130
第29節	大規模停電対策……………	(総務部・農林部・建設部) ……	131
 第2章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制……………	(すべての部) ……	201
第2節	災害対策要員の確保……………	(すべての部) ……	207
第3節	ボランティア活動……………	(総務部・福祉部) ……	210
第4節	自衛隊災害派遣要請……………	(総務部) ……	212
第5節	交通応急対策……………	(総務部・建設部) ……	217
第6節	通信の確保……………	(総務部) ……	221
第7節	警報・注意報・情報等の受理・伝達……………	(総務部・消防本部) ……	223
第8節	災害情報等の収集・伝達……………	(すべての部) ……	229
第9節	災害広報……………	(総務部) ……	236
第10節	消防活動……………	(総務部・消防本部・消防団部) ……	238
第11節	水防活動……………	(総務部・建設部・農林部・消防団部) ……	240
第12節	雪害対策……………	(総務部・建設部) ……	241
第13節	火山災害対策……………	(すべての部) ……	244
第14節	県防災ヘリコプターの活用……………	(総務部・消防本部) ……	255
第15節	孤立地域対策……………	…………… (総務部・福祉部・農林部・建設部・消防本部・消防団部) ……	256
第16節	災害救助法の適用……………	(総務部・福祉部) ……	257
第17節	避難対策……………	(総務部・福祉部) ……	258
第18節	食料供給活動……………	(総務部・福祉部・農林部・教育委員会事務局) ……	268
第19節	給水活動……………	(上下水道部) ……	270
第20節	生活必需品供給活動……………	(福祉部・観光商工部) ……	271
第21節	要配慮者・避難行動要支援者対策……………	(総務部・福祉部) ……	274
第22節	観光客等の応急対策……………	(観光商工部) ……	277
第23節	応急住宅対策……………	(福祉部・建設部) ……	279

第24節	医療・救護活動……………	(総務部・福祉部・消防本部) ……	285
第25節	救助活動……………	(総務部・消防本部・消防団部) ……	287
第26節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬……………	(総務部・福祉部・環境部・消防本部・消防団部) ……	289
第27節	防疫・食品衛生活動……………	(福祉部) ……	291
第28節	保健活動・精神保健……………	(福祉部) ……	293
第29節	清掃活動……………	(環境部) ……	294
第30節	愛玩動物等の救援……………	(総務部・福祉部) ……	296
第31節	災害義援金品の募集・配分……………	(福祉部) ……	297
第32節	農林業応急対策……………	(農林部) ……	300
第33節	公共施設の応急対策……………	(総務部・福祉部・農林部 観光商工部・建設部・まちづくり推進部・環境部・上下水道部・教育委員会事務局) ……	303
第34節	ライフライン施設の応急対策……………	(総務部・上下水道部) ……	305
第35節	文教災害対策……………	(教育委員会事務局) ……	307
第36節	災害警備活動……………	(総務部) ……	310
第37節	大規模停電対策……………	(総務部・建設部・農林部) ……	311
 第3章 事故災害対策計画			
第1節	航空災害対策計画……………	(すべての部) ……	400
第2節	鉄道災害対策計画……………	(すべての部) ……	403
第3節	道路災害対策計画……………	(すべての部) ……	406
第4節	危険物等災害対策計画……………	(すべての部) ……	409
第5節	林野火災対策計画……………	(すべての部) ……	413
第6節	大規模な火災対策計画……………	(すべての部) ……	417
 第4章 災害復旧計画			
第1節	復旧・復興体制の整備……………	(すべての部) ……	421
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧……………	(すべての部) ……	423
第3節	被災者の生活確保……………	(総務部・福祉部) ……	426
第4節	被災中小企業の振興……………	(観光商工部) ……	429
第5節	農林業関係者への融資……………	(農林部) ……	430

第3編 地震対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節	総 則	(すべての部)	500
第2節	防災思想・防災知識の普及	(総務部・教育委員会事務局・消防本部)	502
第3節	防災訓練	(すべての部)	503
第4節	自治会及び自主防災組織の活動	(総務部・消防本部・消防団部)	503
第5節	ボランティア活動の環境整備	(総務部・福祉部)	503
第6節	広域応援体制の整備	(総務部・消防本部)	504
第7節	緊急輸送網の整備	(総務部・建設部)	505
第8節	防災通信設備等の整備	(総務部・消防本部)	506
第9節	火災予防対策	(総務部・消防本部・消防団部)	506
第10節	孤立地域防止対策	(総務部・福祉部・観光商工部・建設部)	506
第11節	避難対策	(総務部・福祉部・観光商工部・建設部・教育委員会事務局)	507
第12節	必需物資の確保対策	(総務部・福祉部・上下水道部)	507
第13節	要配慮者・避難行動要支援者対策	(総務部・福祉部・観光商工部・消防本部)	507
第14節	応急住宅対策	(総務部・建設部)	508
第15節	医療救護体制の整備	(福祉部・消防本部)	508
第16節	防疫対策	(福祉部)	508
第17節	まちの不燃化・耐震化	(総務部・建設部)	509
第18節	災害危険区域の防災事業の推進	(総務部・農林部・建設部)	512
第19節	ライフライン施設対策	(総務部・上下水道部)	513
第20節	文教対策	(教育委員会事務局)	513
第21節	行政機関の業務継続体制の整備	(総務部)	513
第22節	企業防災の促進	(総務部・観光商工部)	514
第23節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(すべての部)	514
第24節	大規模停電対策	(総務部・農林部・検閲部)	515

第2章 地震災害応急対策計画

第1節	活動体制	(すべての部)	516
第2節	ボランティア活動	(総務部・福祉部)	518
第3節	自衛隊災害派遣要請	(総務部)	518
第4節	災害応援要請	(総務部・消防本部)	519
第5節	交通応急対策	(総務部・建設部)	521

第6節	通信の確保	(総務部)	521
第7節	地震情報の受理・伝達	(総務部・消防本部)	522
第8節	地震災害情報の収集・伝達	(すべての部)	524
第9節	災害広報	(総務部)	524
第10節	消防活動	(総務部・消防本部・消防団部)	524
第11節	浸水対策	(総務部・建設部・農林部・消防団部)	525
第12節	県防災ヘリコプターの活用	(総務部・消防本部)	526
第13節	孤立地域対策	(総務部・福祉部・農林部・建設部・消防本部・消防団部)	526
第14節	災害救助法の適用	(総務部・福祉部)	526
第15節	避難対策	(総務部・福祉部)	527
第16節	建築物・宅地の危険度判定	(建設部)	527
第17節	食料供給活動	(総務部・福祉部・農林部・教育委員会事務局)	528
第18節	給水活動	(上下水道部)	528
第19節	生活必需品供給活動	(福祉部・観光商工部)	528
第20節	要配慮者・避難行動要支援者対策	(総務部・福祉部)	529
第21節	観光客等の応急対策	(観光商工部)	529
第22節	帰宅困難者対策	(すべての部)	530
第23節	応急住宅対策	(福祉部・建設部)	530
第24節	医療・救護活動	(総務部・福祉部・消防本部)	531
第25節	救助活動	(総務部・消防本部・消防団部)	531
第26節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	(総務部・福祉部・環境部・消防本部・消防団部)	531
第27節	防疫・食品衛生活動	(福祉部)	532
第28節	保健活動・精神保健	(福祉部)	532
第29節	清掃活動	(環境部)	532
第30節	愛玩動物等の救援	(総務部・福祉部)	533
第31節	災害義援金品の募集・配分	(福祉部)	533
第32節	公共施設の応急対策	(総務部・福祉部・農林部・観光商工部・建設部・まちづくり推進部・環境部・上下水道部・教育委員会事務局)	533
第33節	ライフライン施設の応急対策	(総務部・上下水道部)	534
第34節	文教災害対策	(教育委員会事務局)	534
第35節	災害警備活動	(総務部)	534
第36節	大規模停電対策	(総務部・建設部・農林部)	534

第3章 地震災害復旧計画

第1節	復旧・復興体制の整備……………	(すべての部)	535
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧……………	(すべての部)	535
第3節	被災者の生活確保……………	(総務部・福祉部)	535
第4節	被災中小企業の振興……………	(観光商工部)	536
第5節	農林業関係者への融資……………	(農林部)	536

第4章 南海トラフ地震事前対策

第1節	総 則……………	600
第2節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達……………	603
第3節	広報対策……………	604
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策……………	605
第5節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震情報）発表時の災害応急対策……………	607
第6節	消防・水防対策……………	608
第7節	警備対策……………	609
第8節	交通対策……………	610
第9節	緊急輸送対策……………	611
第10節	物資等の確保対策……………	612
第11節	保健衛生対策……………	612
第12節	生活関連施設対策……………	613
第13節	帰宅困難者、滞留旅客者に対する措置……………	615
第14節	公共施設対策……………	616

第5章 南海トラフ地震防災対策

第1節	総 則……………	618
第2節	災害対策本部の設置等……………	618
第3節	地震発生時の応急対策等……………	619
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画……………	623
第5節	防災訓練計画……………	623
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画……………	624

第4編 原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的等……………	700
第2節	計画の基礎とするべき災害の想定……………	701

第2章 原子力災害事前対策計画

第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	706
第2節	組織体制等の整備	707
第3節	通信手段の確保	707
第4節	長期化に備えた動員体制の整備	708
第5節	広域防災体制の整備	708
第6節	緊急時モニタリング体制の整備	709
第7節	屋内退避、避難等活動体制の整備	710
第8節	学校、医療機関等における対応	710
第9節	原子力災害医療活動に係る体制の整備	711
第10節	飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	711
第11節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	712
第12節	住民への情報提供体制の整備	712
第13節	原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	713
第14節	防災業務関係者の人材育成	714
第15節	市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	714

第3章 原子力災害緊急事態応急対策計画

第1節	通報連絡・情報収集活動	716
第2節	活動体制の確立	717
第3節	防災業務関係者の安全確保	720
第4節	緊急時モニタリング活動	721
第5節	屋内退避、避難等の防護活動	721
第6節	要配慮者等への配慮	724
第7節	原子力災害医療活動	724
第8節	飲食物の摂取制限、出荷制限等	725
第9節	緊急輸送活動	726
第10節	住民への的確な情報提供活動	727
第11節	文教対策	728
第12節	市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策	729

第4章 原子力災害中長期対策計画

第1節	緊急事態宣言解除後の対応	730
第2節	県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	730
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定	731

第4節	各種制限措置の解除……………	731
第5節	放射性物質による環境汚染への対処……………	731
第6節	被災地域住民等に係る記録の作成……………	731
第7節	被災者等の生活再建等の支援……………	732
第8節	風評被害等の影響の軽減……………	732
第9節	被災中小企業等に対する支援……………	732
第10節	心身の健康相談体制の整備……………	732

資 料 編

様 式 集

(※ 資料編及び様式集の目次は、各編の冒頭に記載している。)